

広島県告示第四百十七号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

社団法人 広島県自動 車整備振興 会	広島市西区観音新町 四丁目一三番一三 三号 社団法人 広島県自 動車整備振興会内
広島県自動 車税協会	福山市南今津町四三 番地 社団法人 広島県自 動車整備振興会福山 支所内

を

一般社団法 人 広島県 自動車整備 振興会	広島市西区観音新町 四丁目一三番一三 三号 一般社団法人 広島 県自動車整備振興会 内
広島県自動 車税協会	福山市南今津町四三 番地 一般社団法人 広島 県自動車整備振興会 福山支所内

に

改める。